

佐賀県規則第25号

佐賀県農林事務所管理規則の一部を改正する規則

佐賀県農林事務所管理規則（昭和40年佐賀県規則第51号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後																																											
<p>（組織）</p> <p>第3条 次の表の左欄に掲げる事務所に、それぞれ同表の右欄に掲げる課及び地域農業改良普及センター（以下「センター」という。）を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">事務所</th> <th>課及びセンター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">東部農林事務所</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>農村環境第一課</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>農村環境第二課</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">伊万里農林事務所</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>農村農地課</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">杵藤農林事務所</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>農政第一課</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>農政第二課</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>林務第一課</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>林務第二課</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>農村環境第一課</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>農村環境第二課</u></td> </tr> </tbody> </table>	事務所	課及びセンター	略		東部農林事務所	略	<u>農村環境第一課</u>	<u>農村環境第二課</u>	略	略		伊万里農林事務所	略	<u>農村農地課</u>	略	杵藤農林事務所	略	<u>農政第一課</u>	<u>農政第二課</u>	<u>林務第一課</u>	<u>林務第二課</u>	<u>農村環境第一課</u>	<u>農村環境第二課</u>	<p>（組織）</p> <p>第3条 次の表の左欄に掲げる事務所に、それぞれ同表の右欄に掲げる課及び地域農業改良普及センター（以下「センター」という。）を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">事務所</th> <th>課及びセンター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">東部農林事務所</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>農村環境課</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>農地整備課</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">伊万里農林事務所</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>農村環境課</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">杵藤農林事務所</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>農政課</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>林務課</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>農村環境課</u></td> </tr> </tbody> </table>	事務所	課及びセンター	略		東部農林事務所	略	<u>農村環境課</u>	<u>農地整備課</u>	略	略		伊万里農林事務所	略	<u>農村環境課</u>	略	杵藤農林事務所	略	<u>農政課</u>	<u>林務課</u>	<u>農村環境課</u>
事務所	課及びセンター																																											
略																																												
東部農林事務所	略																																											
	<u>農村環境第一課</u>																																											
	<u>農村環境第二課</u>																																											
	略																																											
略																																												
伊万里農林事務所	略																																											
	<u>農村農地課</u>																																											
	略																																											
杵藤農林事務所	略																																											
	<u>農政第一課</u>																																											
	<u>農政第二課</u>																																											
	<u>林務第一課</u>																																											
	<u>林務第二課</u>																																											
	<u>農村環境第一課</u>																																											
	<u>農村環境第二課</u>																																											
事務所	課及びセンター																																											
略																																												
東部農林事務所	略																																											
	<u>農村環境課</u>																																											
	<u>農地整備課</u>																																											
	略																																											
略																																												
伊万里農林事務所	略																																											
	<u>農村環境課</u>																																											
	略																																											
杵藤農林事務所	略																																											
	<u>農政課</u>																																											
	<u>林務課</u>																																											
	<u>農村環境課</u>																																											

改正前		改正後	
	略		略
<p>(分掌事務)</p> <p>第4条 総務課、農政課、林務課、農村環境課及びセンターの分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課 略</p> <p>農政課</p> <p>(1)～(25) 略</p> <p>(26) 鳥獣保護及び狩猟に関すること。</p> <p><u>(27) 食と農の絆づくりに関すること。</u></p> <p>(27)の2～(28) 略</p> <p>林務課 略</p> <p>農村環境課</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>(13) 県営畑地帯総合整備事業に関すること。</p> <p>(14)・(15) 略</p> <p>(16) 農林水産省農村振興局及び水産庁所管に係る海岸保全事業に関すること。</p> <p>(17)～(19) 略</p> <p>(20) 特定鉱害復旧事業に関すること。</p> <p>(21) 県管理漁港における施設の整備、維持及び修繕並びに災害復旧に関すること。</p> <p>(22) 国営上場土地改良事業の調査推進に関すること(唐津農林事務所に限る。)</p>		<p>(分掌事務)</p> <p>第4条 総務課、農政課、林務課、農村環境課及びセンターの分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課 略</p> <p>農政課</p> <p>(1)～(25) 略</p> <p>(26) <u>鳥獣の保護及び狩猟並びに有害鳥獣対策に関すること。</u></p> <p><u>(27) 農村ビジネスの推進に関すること。</u></p> <p>(27)の2～(28) 略</p> <p>林務課 略</p> <p>農村環境課</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>(13) 県営畑地帯総合整備事業に関すること(<u>東部農林事務所を除く。</u>)。</p> <p>(14)・(15) 略</p> <p>(16) 農林水産省農村振興局及び水産庁所管に係る海岸保全事業に関すること(<u>東部農林事務所を除く。</u>)。</p> <p>(17)～(19) 略</p> <p>(20) 特定鉱害復旧事業に関すること(<u>東部農林事務所を除く。</u>)。</p> <p>(21) 県管理漁港における施設の整備、維持及び修繕並びに災害復旧に関すること(<u>佐賀中部農林事務所及び唐津農林事務所に限る。</u>)。</p> <p>(22) 国営上場土地改良事業の調査推進に関すること(唐津農林事務所に限る。)</p>	

改正前	改正後
<p>(23) その他農業農村整備に関すること。 センター 略</p> <p>2 佐賀中部農林事務所の水利課、農地整備第一課及び農地整備第二課の分掌事務は、次のとおりとする。 水利課 略 農地整備第一課 <u>県営圃場整備事業（佐賀東部地区に係る事業並びに佐賀市（北部地域に限る。）及び多久市における事業に限る。）に関する</u> <u>こと。</u> 農地整備第二課 (1) <u>県営圃場整備事業（農地整備第一課の所掌に属する事務を除く。）</u>に関すること。 (2) <u>県営干拓地等農地整備事業に関する</u>こと。</p> <p>3 東部農林事務所の農村環境第一課及び農村環境第二課の分掌事務は、次のとおりとする。 農村環境第一課 (1) <u>第1項の農村環境課の第1号から第6号まで、第8号から第12号まで、第14号、第15号、第17号から第19号まで及び第23号に掲げる事務（鳥栖市及び三養基郡における事務に限る。）</u></p>	<p>(23) <u>国営・水資源機構管筑後川下流土地改良事業の調査推進に関する</u>こと（東部農林事務所に限る。）。</p> <p>(24) <u>国営総合農地防災事業の調査推進に関する</u>こと（東部農林事務所に限る。）。</p> <p>(25) <u>国営総合農地開発事業の調査推進に関する</u>こと（伊万里農林事務所及び杵藤農林事務所に限る。）。</p> <p>(26) その他農業農村整備に関すること。 センター 略</p> <p>2 佐賀中部農林事務所の水利課、農地整備第一課及び農地整備第二課の分掌事務は、次のとおりとする。 水利課 略 農地整備第一課 <u>県営クリーク防災機能保全対策事業（農地整備第二課の所掌に属する事務を除く。）</u>に関すること。</p> <p>農地整備第二課 (1) 県営圃場整備事業に関すること。</p> <p>(2) <u>県営クリーク防災機能保全対策事業（川副地区及び大詫間地区に限る。）</u>に関すること。</p> <p>3 東部農林事務所の農地整備課の分掌事務は、次のとおりとする。 農地整備課 <u>県営クリーク防災機能保全対策事業に関する</u>こと。</p>

改正前	改正後
<p>(2) <u>国営・水資源機構営筑後川下流土地改良事業の調査推進に 関すること。</u></p> <p>(3) <u>国営総合農地防災事業の調査推進に 関すること。</u></p> <p>農村環境第二課</p> <p>第1項の農村環境課の第1号から第6号まで、第8号から第12号まで、第14号、第15号、第17号から第19号まで及び第23号に掲げる事務（神崎市及び神埼郡における事務に限る。）</p> <p>4 <u>伊万里農林事務所の農村農地課の分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>第1項の農村環境課の第1号から第6号まで、第8号から第12号まで、第14号から第20号まで及び第23号に掲げる事務に 関すること。</u></p> <p>(2) <u>国営総合農地開発事業の調査推進に 関すること。</u></p> <p>5 <u>杵藤農林事務所の農政第一課及び農政第二課の分掌事務は、次 のとおりとする。</u></p> <p>農政第一課</p> <p>第1項の農政課の分掌事務に掲げる事務（武雄市及び杵島郡に おける事務に限る。）に 関すること。</p> <p>農政第二課</p> <p>第1項の農政課の分掌事務に掲げる事務（鹿島市、嬉野市及び 藤津郡における事務に限る。）に 関すること。</p> <p>6 <u>杵藤農林事務所の林務第一課及び林務第二課の分掌事務は、次 のとおりとする。</u></p> <p>林務第一課</p> <p>第1項の林務課の分掌事務に掲げる事務（武雄市及び杵島郡に おける事務に限る。）に 関すること。</p>	

改正前	改正後
<p><u>林務第二課</u></p> <p><u>第1項の林務課の分掌事務に掲げる事務（鹿島市、嬉野市及び藤津郡における事務に限る。）に関すること。</u></p> <p><u>7 杵藤農林事務所の農村環境第一課及び農村環境第二課の分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>農村環境第一課</u></p> <p><u>第1項の農村環境課の第1号から第6号まで、第8号から第12号まで、第14号から第20号まで及び第23号に掲げる事務（武雄市及び杵島郡における事務に限る。）に関すること。</u></p> <p><u>農村環境第二課</u></p> <p><u>第1項の農村環境課の第1号から第6号まで、第8号から第12号まで、第14号から第20号まで及び第23号に掲げる事務（鹿島市、嬉野市及び藤津郡における事務に限る。）に関すること。</u></p>	

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。